

**人材派遣健康保険組合は、平成 31 年 3 月末日をもって解散し、  
平成 31 年 4 月から全国健康保険協会（略称：協会けんぽ）に移行します。**

当健保は、平成14年5月に設立して以来、ご加入者や加入事業所の皆様のご協力の下に運営を続けてまいりましたが、被保険者の平均年齢の上昇に伴う医療費の増加や高齢者を支えるための国への納付金の増加等、様々な要因から財政悪化が進み、ここ10年間においては連続して保険料率の引上げが続いており、皆様にご負担をおかけしてまいりました。さらに、平成 31 年度には「全国健康保険協会」（以下「協会けんぽ」という）の保険料率を超え、その後も保険料率の上昇が続くことが予測されることから、これ以上の皆様へのご負担を避けるために平成 31 年 3 月末をもって解散することが正式決定いたしました。

皆様には、長年にわたり当健保の事業運営に多大なご協力を賜りましたことを深く感謝申し上げます。

なお、解散後ご加入者の皆様は、協会けんぽに移行することになります。

### <「協会けんぽ」移行に関する Q&A>

#### ○保険料負担はどうなりますか？

協会けんぽは、都道府県ごとに保険料率が異なり、全国平均保険料率は 10%（東京都は下表の保険料率）です。協会けんぽの試算では、この全国平均保険料率 10%を少なくとも今後 5 年以上維持できる見通しのため、当健保より保険料は安くなる見込みです。（所属する派遣会社の事業所所在地の都道府県保険料率が適用されます。）

<当健保と「協会けんぽ」の保険料率と年間保険料の差額（モデルケース：標準報酬月額 24 万円）>

	被保険者の年齢	今年度（平成 30 年度）			来年度予測（平成 31 年度）		
		当健保	協会けんぽ（東京都）	差	当健保	協会けんぽ（東京都）	差
保険料率 （本人・会社折半）	40 歳未満	9.70%	9.90%	+0.20%	10.08%	9.88%	△0.20%
	40~64 歳(注)	11.64%	11.47%	△0.17%	11.94%	11.45%	△0.49%
本人の 年間保険料	40 歳未満	139,680 円	142,560 円	+2,880 円	145,152 円	142,272 円	△2,880 円
	40~64 歳(注)	167,616 円	165,168 円	△2,448 円	171,936 円	164,880 円	△7,056 円

(注)40~64 歳の方は介護保険料分が含まれています。65 歳以上の介護保険料は、市区町村からの納付書又は年金からの天引きにより納付します。

#### ○人材派遣健保の保険証はいつまで使えますか？

協会けんぽで数十万人分の保険証発行に日数を要することも想定されるため、新保険証がお手元に届くまで、4 月以降も当健保の保険証をお使いいただけるよう、協会けんぽに了承いただいております。協会けんぽの新保険証がお手元に届き次第、差し替えていただきます。（当健保の保険証は派遣会社にお返しいただきます。）なお、ご加入者の被保険者資格は退職等をされない限り、協会けんぽに引き継がれます。

#### ○移行するときに自分でしなければならない手続きはありますか？

移行に当たってご自身での手続きは必要ありません。ただし、「特定疾病療養受療証」、「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方で、平成 31 年 4 月以降も引き続き必要になる方は、あらためて交付申請が必要です。

#### ○移行しても健康診断は受けられますか？また、利用できなくなるサービスはありますか？

健康診断の項目・対象年齢などは異なりますが、協会けんぽにおいても年に一度、健康診断を受けることができます。ただし、乳がん・子宮頸がん検査の対象が偶数年齢の方となります。

また、当健保で契約していたスポーツクラブの法人会員利用や電話健康相談は、利用できなくなります。

#### ○移行しても今まで受けていた保険給付は受けられますか？

病院にかかるときの自己負担や傷病手当金・出産手当金などの保険給付を受ける権利は変わりません。これまでと同様に保険給付を受けることができます。（傷病手当金等の申請用紙は変わります）

「協会けんぽ」移行に関するお問合せ先（専用電話）  
03-5159-5769（受付時間 9：00～17：00 土・日・祝日を除く）